採石のための掘削作業主任者技能講習	一　（略） 二　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 三　（略）
（略）	（略）

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区分	資格
（略）	
第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当すること。 (1)　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。次項第一号イ(1)において同じ。）、その後十年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2)・(3)　（略） ロ　（略） 二・三　（略）
（略）	

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第十二条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許を受けることができる者） **第九十七条**　次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 一・二　（略）	（免許を受けることができる者） **第九十七条**　次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 一・二　（略）

採石のための掘削作業主任者技能講習	一　（略） 二　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 三　（略）
（略）	（略）

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区分	資格
（略）	
第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当すること。 (1)　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。次項第一号イ(1)において同じ。）、その後十年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2)・(3)　（略） ロ　（略） 二・三　（略）
（略）	